令和6年度 標 茶町簡易水道 水質検査計画



標茶町水道課

目 次

- 1. 基本方針
- 2. 簡易水道事業の概要
- 3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
 - (1) 原水の水質状況
 - (2) 浄水の水質状況
- 4. 採水場所
- 5. 水質検査頻度及び設定理由
- 6. 水質検査項目及び検査頻度一覧表
- 7. 水質検査方法
- 8. 臨時の水質検査
- 9. 水質検査の委託機関
- 10. 水質検査計画及び検査結果の公表等
- 11. その他

1. 基本方針

標茶町水道課は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質の検査を実施します。

また、臨時に行う水質検査についても、計画書において、行う際の要件、検査項目及び実施方法の原則について明らかにします。

水質検査計画には、水道法施行規則第15条第6項に定めるところにより、水道 事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、 検査の回数及びその理由を記載します。

水道法第20条第3項の規定により水質検査を委託するので、委託する検査機関等について記載します。

水質検査計画による測定結果については、需要者に対して公表します。

2. 簡易水道事業の概要

計画給水 人 口 標 茶 地 区 2030人	水 源 の 位 置 (名 称)	水源種別	浄水処理 方法
虹 別 地 域	標茶町字虹別原野727番地5	深井戸	
西熊牛地域	標茶町字ヌッパシュナイ14番地28	深井戸	
中オソベツ地域	標茶町字上オソツベツ原野11線東12 (釧路川水系オクオソベツ川支流十一線沢川)	湧 水	
北片無去地域	標茶町字虹別国有林根釧東部森林管理署 408林班二小班 (西別川水系コトンナイ川支流左コトンナイ川)	湧 水	塩素消毒のみ
萩 野 地 域	標茶町字弟子屈866番地(釧路川水系磯分 内川支流磯枝川支流866号川)	湧 水	
多和地域	標茶町字弟子屈866番地(釧路川水系磯分 内川支流磯枝川支流866号川)	湧水	
磯分內公住地域	標茶町字熊牛原野16線7-1	浅井戸	

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

簡易水道の水源は地下水又は湧水で、現在の水質は概ね良好な状態であり、浄水は水質基準値を満足しており、安全で良質な水と言えます。

各水源の周囲に工場等はなく、水質汚染のおそれはありませんが、今後も一層の水質管理を行っていく計画です。

(1) 原水の水質状況

令和3年度から令和5年度までの原水水質は下記のとおりです。

(ア) 虹別地域水源

番号	項目名	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
1	一般細菌	0	0	0
	大腸菌	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.01	0.01
8	六価クロム化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
9	亜硝酸態窒素	0.004	< 0.004	< 0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	< 0.5	< 0.5	< 0.5
12	フッ素及びその化合物	0.16	0. 18	0.14
13	ホウ素及びその化合物	0.08	0.07	0.07
14	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	1・4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	シスー1・2ージクロロエチレン及びトランスー1・2ージクロロエチレン	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	ジクロロメタン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	テトラクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	トリクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	ベンゼン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
_	塩素酸			
	クロロ酢酸			
	クロロホルム			
_	ジクロロ酢酸			
25	ジブロモクロロメタン			
	臭素酸			
	総トリハロメタン			
	トリクロロ酢酸			
	ブロモジクロロメタン			
	ブロモホルム ホルムアルデヒド			
32	亜鉛及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
33	アルミニウム及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	鉄及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	銅及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
_	ナトリウム及びその化合物	12	11	12
	マンガン及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	塩化物イオン	5. 7	5. 4	5. 3
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	23	28	24
_	蒸発残留物	95	112	108
41	陰イオン界面活性剤	< 0.02	< 0.02	< 0.02
42	ジェオスミン	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
44	非イオン界面活性剤	< 0.002	< 0.002	< 0.002
45	フェノール類	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	< 0.3	< 0.3	< 0.3
47	p H値	7.8	7. 9	7.8
48		*	*	*
49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	< 0.5	< 0.5	< 0.5
51	濁 度	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	クリプトスポリジウム指標菌 (大眼草・嫌気桝葉旳草)	不検出	不検出	不検出
	(大腸菌・嫌気性芽胞菌)			

[※] 項目番号21~31は、消毒副生成物のため、原水では検査を実施しません。

(イ) 西熊牛地域水源

円 項 目 名 令 和 3 年度 令 和 4 年 1 一般細菌 0 0 0 2 大腸菌 不検出 不検出 3 カドミウム及びその化合物 < 0.0003 < 0.0003 4 水銀及びその化合物 < 0.00005 < 0.00005 5 セレン及びその化合物 < 0.001 < 0.001 6 鉛及びその化合物 < 0.001 < 0.001 7 ヒ素及びその化合物 < 0.002 0.002 8 六価クロム化合物 < 0.001 < 0.001 9 亜硝酸能電 < 0.004 < 0.004 4 0.004 < 0.004	0 不検出 < 0.0003 < 0.00005 < 0.001 < 0.001 0.002 < 0.001 < 0.004 < 0.001 < 0.5
2 大腸菌 不検出 不検出 3 カドミウム及びその化合物 < 0.0003 < 0.0003 4 水銀及びその化合物 < 0.00005 < 0.00005 5 セレン及びその化合物 < 0.001 < 0.001 6 鉛及びその化合物 < 0.001 < 0.001 7 ヒ素及びその化合物 0.002 0.002 8 六価クロム化合物 < 0.001 < 0.001 9 亜硝酸態窒素 < 0.004 < 0.004	不検出 < 0.0003 < 0.00005 < 0.001 < 0.001 0.002 < 0.001 < 0.004 < 0.001 < 0.5
3 カドミウム及びその化合物 く 0.0003 く 0.0003 4 水銀及びその化合物 く 0.00005 く 0.00005 5 セレン及びその化合物 く 0.001 く 0.001 6 鉛及びその化合物 く 0.001 く 0.001 7 ヒ素及びその化合物 0.002 0.002 8 六価クロム化合物 く 0.001 く 0.001 9 亜硝酸態窒素 く 0.004 く 0.004	<pre>< 0.0003 < 0.00005 < 0.001 < 0.001</pre>
4 水銀及びその化合物 く 0.00005 く 0.00005 5 セレン及びその化合物 く 0.001 く 0.001 6 鉛及びその化合物 く 0.001 く 0.001 7 ヒ素及びその化合物 0.002 0.002 8 六価クロム化合物 く 0.001 く 0.001 9 亜硝酸態窒素 く 0.004 く 0.004	<pre></pre>
5 セレン及びその化合物 < 0.001 < 0.001 6 鉛及びその化合物 < 0.001 < 0.001 7 ヒ素及びその化合物 0.002 0.002 8 六価クロム化合物 < 0.001 < 0.001 9 亜硝酸態窒素 < 0.004 < 0.004	<pre>< 0.001 < 0.001 0.002 < 0.001 < 0.004 < 0.001 < 0.5</pre>
6 鉛及びその化合物 < 0.001 < 0.001 7 ヒ素及びその化合物 0.002 0.002 8 六価クロム化合物 < 0.001 < 0.001 9 亜硝酸態窒素 < 0.004 < 0.004	<pre>< 0.001 0.002 < 0.001 < 0.004 < 0.001 < 0.5</pre>
7 ヒ素及びその化合物 0.002 0.002 8 六価クロム化合物 < 0.001 < 0.001 9 亜硝酸態窒素 < 0.004 < 0.004	0.002 < 0.001 < 0.004 < 0.001 < 0.5
8 六価クロム化合物 < 0.001 < 0.001 9 亜硝酸態窒素 < 0.004 < 0.004	< 0.001 < 0.004 < 0.001 < 0.5
9 亜硝酸態窒素 〈 0.004 〈 0.004	< 0.004 < 0.001 < 0.5
	< 0.001 < 0.5
	< 0.5
10 シアン化物イオン及び塩化シアン く 0.001 く 0.001	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 く 0.5 く 0.5	/ 0 00
12 フッ素及びその化合物 く 0.08 く 0.08	< 0.08
13ホウ素及びその化合物く 0.01く 0.01	< 0.01
14 四塩化炭素 〈 0.0002 〈 0.0002	< 0.0002
15 1・4ージオキサン く 0.005 く 0.005	< 0.005
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン く 0.0004 く 0.0004	< 0.0004
17 ジクロロメタン 〈 0.0002 〈 0.0002	< 0.0002
18 テトラクロロエチレン く 0.0002 く 0.0002	< 0.0002
19 トリクロロエチレン 〈 0.0002 〈 0.0002	< 0.0002
20 ベンゼン く 0.0002 く 0.0002	< 0.0002
21 塩素酸	
22 クロロ酢酸	
23 クロロホルム	
24 ジクロロ酢酸	
25 ジブロモクロロメタン	
26 臭素酸	
27 総トリハロメタン	
28 トリクロロ酢酸	
29 ブロモジクロロメタン	
30 ブロモホルム	
31 ホルムアルデヒド	
32 亜鉛及びその化合物 く 0.01 く 0.01	< 0.01
33 アルミニウム及びその化合物 く 0.01 く 0.01	< 0.01
34 鉄及びその化合物 く 0.01 く 0.01	< 0.01
35 銅及びその化合物 < 0.01 < 0.01	< 0.01
36 ナトリウム及びその化合物 6 5	6
37 マンガン及びその化合物 く 0.001 く 0.001	< 0.001
38 塩化物イオン 2.2 2.2	2. 2
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 21 25	18
40 蒸発残留物 86 92	96
41 陰イオン界面活性剤 く 0.02 く 0.02	< 0.02
42 ジェオスミン く 0.000001 く 0.000001	< 0.000001
43 2-メチルイソボルネオール く 0.000001 く 0.000001	< 0.000001
44非イオン界面活性剤く 0.002く 0.002	< 0.002
45 フェノール類 く 0.0005 く 0.0005	< 0.0005
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) < 0.3 < 0.3	< 0.3
47 p H値 7.5	7. 4
48 味 ※ ※	*
49 臭気 異常なし 異常なし	異常なし
50 色度 0.5 0.5	< 0.5
51 濁度 0.1 < 0.1	< 0.1
クリプトスポーリシ゛ウム指標菌 イトの思せ、 (社会は、世界の世) 不検出 不検出	不検出
(大腸菌・嫌気性芽胞菌)	171火口

[※] 項目番号21~31は、消毒副生成物のため、原水では検査を実施しません。

(ウ) 中オソベツ地域水源

番号	項 目 名	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
1	一般細菌	0	0	0
2	大腸菌	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	水銀及びその化合物	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	鉛及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
8	六価クロム化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
9	亜硝酸態窒素	< 0.004	< 0.004	< 0.004
_	シアン化物イオン及び塩化シアン	< 0.001	< 0.001	< 0.001
_	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	< 0.5	< 0.5	< 0.5
_	フッ素及びその化合物	< 0.08	< 0.08	< 0.08
-	ホウ素及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	1・4ージオキサン	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	シスー1・2ーシ゛クロロエチレン及びトランスー1・2ーシ゛クロロエチレン	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	ジクロロメタン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	テトラクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	トリクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	ベンゼン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
21	塩素酸			
_	クロロ酢酸			
23				
	ジクロロ酢酸			
25				
26	臭素酸			
	総トリハロメタン			
	トリクロロ酢酸			
29	ブロモジクロロメタン			
30	ブロモホルム			
31	ホルムアルデヒド			
32	亜鉛及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
33	アルミニウム及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
34	鉄及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
35	銅及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
36	ナトリウム及びその化合物	6	5	6
37	マンガン及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	塩化物イオン	2. 5	2. 5	2. 4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	20	24	21
40	蒸発残留物	104	92	86
41	陰イオン界面活性剤	< 0.02	< 0.02	< 0.02
42	ジェオスミン	0. 000005	< 0.000001	< 0.000001
	2-メチルイソボルネオール	0. 000002	< 0.000001	< 0.000001
44	非イオン界面活性剤	< 0.002	< 0.002	< 0.002
45	フェノール類	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
1	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	< 0.3	< 0.3	< 0.3
47	p H値	7. 5	7. 4	7. 4
48		*	*	*
49		弱かび臭	異常なし	異常なし
50	色度	< 0.5	< 0.5	< 0.5
51	濁 度	0. 3	< 0.1	< 0.1
	クリプトスポリジウム指標菌	不検出	不検出	不検出
	(大腸菌・嫌気性芽胞菌)			

[※] 項目番号21~31は、消毒副生成物のため、原水では検査を実施しません。

(工) 北片無去地域水源

番	項 目 名	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
号		7 和 3 平 及	7 4 年度	7 和 5 平 及
1	一般細菌	0	0	0
2	大腸菌	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
_	鉛及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.012	0. 012	0.012
_	六価クロム化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
9	亜硝酸態窒素	< 0.004	< 0.004	< 0.004
_	シアン化物イオン及び塩化シアン	< 0.001	< 0.001	< 0.001
_	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	< 0.5	< 0.5	< 0.5
	フッ素及びその化合物	0.34	0. 33	0. 37
_	ホウ素及びその化合物	0. 16	0. 15	0. 15
14	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	1・4ージオキサン	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	シスー1・2-ジクロロエチレン及びトランスー1・2-ジクロロエチレン	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	ジクロロメタン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
18	テトラクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
19		< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	ベンゼン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
21	塩素酸			
22				
23	クロロホルム			
	ジクロロ酢酸			
	ジブロモクロロメタン			
	臭素酸			
27	総トリハロメタン			
	トリクロロ酢酸			
29	ブロモジクロロメタン			
30	ブロモホルム			
31	ホルムアルデヒド			
	亜鉛及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
33	アルミニウム及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
34	鉄及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	銅及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
36	ナトリウム及びその化合物	16	15	16
37	マンガン及びその化合物	0.002	< 0.001	< 0.001
	塩化物イオン	6. 5	6. 5	6. 4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	39	48	46
40	蒸発残留物	130	130	135
41	陰イオン界面活性剤	< 0.02	< 0.02	< 0.02
42	ジェオスミン	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
43	The state of the s	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
44	非イオン界面活性剤	< 0.002	< 0.002	< 0.002
45	フェノール類	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	< 0.3	< 0.3	< 0.3
47	pH値	7. 5	7. 5	7. 5
48	味	*	*	*
49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	< 0.5	< 0.5	< 0.5
51	濁度	0.3	< 0.1	< 0.1
	クリプトスポリジウム指標菌	7 1 4 1 1	不 松山	不 松山
	(大腸菌・嫌気性芽胞菌)	不検出	不検出	不検出
1				

[※] 項目番号21~31は、消毒副生成物のため、原水では検査を実施しません。

(才) 萩野地域水源

番号	項目名	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
1	一般細菌	0	0	0
_	大腸菌	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.001	0. 001	0.001
8	六価クロム化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
9	亜硝酸態窒素	< 0.004	0.005	0.005
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	< 0.5	< 0.5	< 0.5
12	フッ素及びその化合物	0.1	0.09	0.09
13	ホウ素及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
14	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	1・4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	シスー1・2ーシ゛クロロエチレン及びトランスー1・2ーシ゛クロロエチレン	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	ジクロロメタン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	テトラクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	トリクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	ベンゼン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	塩素酸			
	クロロ酢酸			
	クロロホルム			
	ジクロロ酢酸			
_	ジブロモクロロメタン			
	総トリハロメタン			
	トリクロロ酢酸			
	ブロモジクロロメタン			
	ブロモホルム ホルムアルデヒド			
	亜鉛及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
33	アルミニウム及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	鉄及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
_	銅及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	ナトリウム及びその化合物	6	6	6
	マンガン及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	塩化物イオン	2. 4	2. 4	2. 5
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	20	25	25
	蒸発残留物	93	93	68
41	陰イオン界面活性剤	< 0.02	< 0.02	< 0.02
42	ジェオスミン	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
44	非イオン界面活性剤	< 0.002	< 0.002	< 0.002
45	フェノール類	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	< 0.3	< 0.3	< 0.3
47	pH值	7. 4	7. 3	7. 3
48		*	*	*
	2323	異常なし	異常なし	異常なし
	色度	1. 4	0.8	0. 5
51	濁度	0. 5	< 0.1	< 0.1
	クリプトスポリジウム指標菌 (大腸菌・嫌気性芽胞菌)	不検出	不検出	不検出

[※] 項目番号21~31は、消毒副生成物のため、原水では検査を実施しません。

(力) 多和地域水源

番号	項 目 名	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
<u> </u>	加加加盐	0	0	
1	一般細菌	0	0 ************************************	0
	大腸菌	不検出	不検出	不検出
-	カドミウム及びその化合物	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	水銀及びその化合物	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
	セレン及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	鉛及びその化合物 いませずるの化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	ヒ素及びその化合物	0.001	0.001	0.001
-	六価クロム化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	亜硝酸態窒素	< 0.004	0.008	0.006
-	シアン化物イオン及び塩化シアン	< 0.001	< 0.001	< 0.001
_	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	< 0.5	< 0.5	< 0.5
-	フッ素及びその化合物	0. 11	0. 1	0.09
	ホウ素及びその化合物	< 0.01	0.01	0.01
-	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
_	1・4ージオキサン	< 0.005	< 0.005	< 0.005
-	シスー1・2ージ クロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	ジクロロメタン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
_	テトラクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	トリクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	ベンゼン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
-	塩素酸			
-	クロロ酢酸			
	クロロホルム			
	ジクロロ酢酸			
	ジブロモクロロメタン			
	臭素酸			
-	総トリハロメタン			
_	トリクロロ酢酸			
	ブロモジクロロメタン			
-	ブロモホルム			
	ホルムアルデヒド	(0 01	(0 01	(0 01
_	亜鉛及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
_	アルミニウム及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
-	鉄及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
-	銅及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
-	ナトリウム及びその化合物	6	7	7
	マンガン及びその化合物	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	塩化物イオン	2.5	2. 5	2.6
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	21	24	27
	蒸発残留物	100	79	68
	陰イオン界面活性剤 ジュナスミン	< 0.02	< 0.02	< 0.02
-	シェオスミン	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
_	2-メチルイソボルネオール まくナン 男 声 活 州 刻	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
_	非イオン界面活性剤	< 0.002	< 0.002	< 0.002
_	フェノール類 左機物(今左機農書(TOC)の景)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	< 0.3	< 0.3	< 0.3
	p H値	7. 4	7. 4	7. 2
_	中	田舎む」	田舎より	用巻む1
	臭気	異常なし	異常なし	異常なし
	色度	< 0.5	< 0.5	< 0.5
5l	濁度	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	クリプトスポリジウム指標菌 (大腸菌・嫌気性芽胞菌)	不検出	不検出	不検出

[※] 項目番号21~31は、消毒副生成物のため、原水では検査を実施しません。

(キ) 磯分内公住地域水源

1 一般維備 14 0 不検出	番号	項目名	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
2 大郎菌 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出 不検出 3 カドミウム及びぞの化合物 < 0,0003 < 0,0003 < 0,0003 < 0,00003 < 0,00003 < 0,00003 < 0,00003 < 0,00003 < 0,00003 < 0,000003 < 0,000003 < 0,000003 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0001 < 0,0002 < 0,0002 <		一般細菌	1.4	0	0
3					
4 米銀及びその化合物					
6 飲及びその化合物					
7 と素及びその化合物					
8 大師プロム化合物					
9 亜硝酸能窒素					
10 シアン化物イナン及び塩化シアン					
11 病酸態室素及び亜硝酸態窒素					
12 フッ素及びその化合物					
13					
14 四塩化炭素					
15 1-4 - ジオキサン					
16 フェー・マーク *** フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・					
17 ジクロロメタン					
18 テトラクロロエチレン					
19 トリクロロエチレン					
20 ペンゼン					
22 クロロ酢酸 23 クロロホルム 24 ジクロロ酢酸 25 ジブロモクロロメタン 26 臭素酸 27 総トリハロメタン 28 トリクロロメタン 28 トリクロロメタン 29 ブロモジクロロメタン 30 ブロモボルム 31 ホルムアルデヒド 32 亜鉛及びその化合物 40 01 40					
22 クロロ酢酸 23 クロロホルム 24 ジクロロ酢酸 25 ジブロモクロロメタン 26 臭素酸 27 総トリハロメタン 28 トリクロロメタン 28 トリクロロメタン 29 ブロモジクロロメタン 30 ブロモボルム 31 ホルムアルデヒド 32 亜鉛及びその化合物 40 01 40	21	塩素酸			
24 ジクロロ酢酸 25 ジプロモクロロメタン 26 臭素酸 27 総トリハロメタン 28 トリクロロ酵酸 29 プロモボルム 31 ホルムアルデヒド 32 亜鉛及びその化合物 く 0.01 く 0.01 33 アルミニウム及びその化合物 く 0.01 く 0.01 く 0.01 34 鉄及びその化合物 く 0.01 く 0.01 く 0.01 く 0.01 36 ナトリウム及びその化合物 く 0.01 く 0.01 く 0.01 く 0.01 36 ナトリウム及びその化合物 く 0.001 く 0.001 く 0.001 く 0.001 く 0.001 38 塩化物イオン 2.2 2.2 2.2 2.4 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 19 26 23 40 蒸発残留物 94 102 99 41 陰イオン界面活性剤 く 0.02 く 0.02 く 0.02 42 ジェオスミン く 0.000001 く 0.00001 く 0.00001 く 0.00001 43 2-メチルイソボルネオール く 0.00001 く 0.00001 く 0.000001 く 0.000001 く 0.000001 く 0.000001 く 0.000001 <th>_</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>	_				
25 ジブロモクロロメタン 26 臭素酸 27 総トリハロメタン 28 トリクロロが酸 29 プロモジクロロメタン 30 プロモボルム 31 ボルムアルデヒド 32 亜鉛及びその化合物 40 0.01 40 0.01 40 0.01 43	23	クロロホルム			
26 臭素酸 27 総トリハロメタン 28 トリクロロ酢酸 29 プロモジクロロメタン 30 プロモホルム 31 ホルムアルデヒド 31 ホルムアルデヒド 32 亜鉛及びその化合物 < 0.01 < 0.01 < 0.01 34 鉄及びその化合物 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 35 銅及びその化合物 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 36 ナトリウム及びその化合物 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 37 マンガン及びその化合物 < 0.001 < 0.001 < 0.001 < 0.001 38 塩化物イオン 2.2 2.2 2.4 39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度) 19 26 23 40 蒸発残留物 94 102 99 41 陰イオン界面活性剤 < 0.02 < 0.02 < 0.02 42 ジェオスミン < 0.000001 < 0.000001 < 0.000001 43 2-メチルイソボルネオール < 0.0000001 < 0.000001 < 0.000001 44 非イントア両話性剤 < 0.002 < 0.002 < 0.002 45 フェノール類 < 0.0005 < 0.0005 < 0.0005 46 有機物(全有機炭素 (TOC) の量) < 0.3 < 0.3 < 0.3 47 p H値 < 0.5 < 0.5 < 0.5	24	ジクロロ酢酸			
27 総トリクロロ酢酸 29 プロモジクロロメタン 30 プロモボルム 31 ホルムアルデヒド 32 亜鉛及びその化合物 < 0.01 < 0.01 < 0.01 33 アルミニウム及びその化合物 < 0.01 < 0.01 < 0.01 34 鉄及びその化合物 < 0.01 < 0.01 < 0.01 35 銅及びその化合物 < 0.01 < 0.01 < 0.01 36 ナトリウム及びその化合物 6 6 7 37 マンガン及びその化合物 < 0.001 < 0.001 < 0.001 38 塩化物イオン 2.2 2.2 2.4 39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度) 19 26 23 40 蒸発残留物 94 102 99 41 陰イオン界面活性剤 < 0.02 < 0.02 < 0.02 42 ジェオスミン < 0.000001 < 0.000001 < 0.000001 43 2-メチルイソボルネオール < 0.0000001 < 0.000001 < 0.000001 44 非イント舞面活性剤 < 0.002 < 0.002 < 0.002 45 フェノール類 < 0.0005 < 0.0005 < 0.0005 46 有機物(全有機炭素 (TOC) の量) < 0.3 < 0.3 < 0.3 47 p H値 < 0.5 < 0.5 < 0.5 50 色度 <th>25</th> <th>ジブロモクロロメタン</th> <th></th> <th></th> <th></th>	25	ジブロモクロロメタン			
27 総トリクロロ酢酸 29 プロモジクロロメタン 30 プロモボルム 31 ホルムアルデヒド 32 亜鉛及びその化合物 < 0.01 < 0.01 < 0.01 33 アルミニウム及びその化合物 < 0.01 < 0.01 < 0.01 34 鉄及びその化合物 < 0.01 < 0.01 < 0.01 35 銅及びその化合物 < 0.01 < 0.01 < 0.01 36 ナトリウム及びその化合物 6 6 7 37 マンガン及びその化合物 < 0.001 < 0.001 < 0.001 38 塩化物イオン 2.2 2.2 2.4 39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度) 19 26 23 40 蒸発残留物 94 102 99 41 陰イオン界面活性剤 < 0.02 < 0.02 < 0.02 42 ジェオスミン < 0.000001 < 0.000001 < 0.000001 43 2-メチルイソボルネオール < 0.0000001 < 0.000001 < 0.000001 44 非イント舞面活性剤 < 0.002 < 0.002 < 0.002 45 フェノール類 < 0.0005 < 0.0005 < 0.0005 46 有機物(全有機炭素 (TOC) の量) < 0.3 < 0.3 < 0.3 47 p H値 < 0.5 < 0.5 < 0.5 50 色度 <th>26</th> <th>臭素酸</th> <th></th> <th></th> <th></th>	26	臭素酸			
29 プロモジクロロメタン 30 プロモホルム 31 ホルムアルデヒド 32 亜鉛及びその化合物 く 0.01 く 0.01 く 0.01 34 鉄及びその化合物 く 0.01 く 0.01 く 0.01 35 銅及びその化合物 く 0.01 く 0.01 く 0.01 36 ナトリウム及びその化合物 6 6 7 37 マンガン及びその化合物 く 0.001 く 0.001 く 0.001 38 塩化物イオン 2.2 2.2 2.4 39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度) 19 26 23 40 蒸発残留物 94 102 99 41 陰イオン界面活性剤 く 0.02 く 0.02 く 0.02 42 ジェオスミン く 0.000001 く 0.000001 く 0.000001 43 ユッチルイソボルネオール く 0.000001 く 0.000001 く 0.000001 44 非イオン界面活性剤 く 0.002 く 0.002 く 0.002 45 フェノール類 く 0.002 く 0.002 く 0.002 45 有機物(全有機炭素 (TOC) の量) く 0.3 く 0.3 く 0.3 49 異常なし 異常なし<					
30 プロモホルム 31 ホルムアルデヒド 32 亜鉛及びその化合物 く 0.01 く 0.01 く 0.01 く 0.01 33 アルミニウム及びその化合物 く 0.01 く 0.01 く 0.01 く 0.01 34 鉄及びその化合物 く 0.01 く 0.01 く 0.01 く 0.01 35 鋼及びその化合物 く 0.01 く 0.01 く 0.01 く 0.01 36 ナトリウム及びその化合物 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7	28	トリクロロ酢酸			
31 ホルムアルデヒド 32 亜鉛及びその化合物 く 0. 01 く 0. 01 く 0. 01 く 0. 01 33 アルミニウム及びその化合物 く 0. 01 く 0. 01 く 0. 01 く 0. 01 34 鉄及びその化合物 く 0. 01 く 0. 01 く 0. 01 く 0. 01 35 銅及びその化合物 く 0. 01 く 0. 01 く 0. 01 く 0. 01 36 ナトリウム及びその化合物 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7	29	ブロモジクロロメタン			
亜鉛及びその化合物	30	ブロモホルム			
33 アルミニウム及びその化合物	31	ホルムアルデヒド			
34 鉄及びその化合物	32	亜鉛及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
35 銅及びその化合物	33	アルミニウム及びその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01
36 ナトリウム及びその化合物 6 6 7 37 マンガン及びその化合物 < 0.001 < 0.001 < 0.001 38 塩化物イオン 2.2 2.2 2.4 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 19 26 23 40 蒸発残留物 94 102 99 41 陰イオン界面活性剤 < 0.02 < 0.02 < 0.02 42 ジェオスミン < 0.000001 < 0.000001 < 0.000001 43 2-メチルイソボルネオール < 0.000001 < 0.000001 < 0.000001 44 非イオン界面活性剤 < 0.002 < 0.002 < 0.002 45 フェノール類 < 0.0005 < 0.0005 < 0.0005 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) < 0.3 < 0.3 < 0.3 47 p H値 7.5 7.5 7.4 48 味 ※ ※ ※ 49 臭気 異常なし 異常なし 異常なし 50 色度 < 0.5 < 0.5 < 0.5 51 濁度 < 0.1 < 0.1 < 0.1			< 0.01	< 0.01	
37 マンガン及びその化合物 く 0.001 く 0.001 く 0.001 38 塩化物イオン 2.2 2.2 2.4 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 19 26 23 40 蒸発残留物 94 102 99 41 陰イオン界面活性剤 く 0.02 く 0.02 く 0.02 42 ジェオスミン く 0.000001 く 0.000001 く 0.000001 43 2-メチルイソボルネオール く 0.000001 く 0.000001 く 0.000001 44 非イオン界面活性剤 く 0.002 く 0.002 く 0.002 45 フェノール類 く 0.0005 く 0.0005 く 0.0005 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) く 0.3 く 0.3 く 0.3 47 pH値 7.5 7.5 7.4 48 味 ※ ※ ※ 49 臭気 異常なし 異常なし 異常なし 50 色度 く 0.5 く 0.5 く 0.5 51 濁度 (0.1 く 0.1					
38 塩化物イオン 2.2 2.2 2.4 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 19 26 23 40 蒸発残留物 94 102 99 41 陰イオン界面活性剤 < 0.02 < 0.02 < 0.000001 42 ジェオスミン < 0.000001 < 0.000001 < 0.000001 43 2-メチルイソボルネオール < 0.0002 < 0.002 < 0.002 45 フェノール類 < 0.0005 < 0.0005 < 0.0005 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) < 0.3 < 0.3 < 0.3 47 p H値 7.5 7.5 7.4 48 味 ※ ※ ※ 49 臭気 異常なし 異常なし 異常なし 50 色度 < 0.5 < 0.5 < 0.5 51 濁度 < 0.1 < 0.1 < 0.1					
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 19 26 23 40 蒸発残留物 94 102 99 41 陰イオン界面活性剤 < 0.02 < 0.02 < 0.02 42 ジェオスミン < 0.000001 < 0.000001 < 0.000001 43 2-メチルイソボルネオール < 0.000001 < 0.000001 < 0.000001 44 非イオン界面活性剤 < 0.002 < 0.002 < 0.002 45 フェノール類 < 0.0005 < 0.0005 < 0.0005 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) < 0.3 < 0.3 < 0.3 47 p H値 7.5 7.5 7.4 48 味 ※ ※ ※ 49 臭気 異常なし 異常なし 異常なし 50 色度 < 0.5 < 0.5 < 0.5 51 濁度 < 0.1 < 0.1 < 0.1	_				
40 蒸発残留物 94 102 99 41 陰イオン界面活性剤 く 0.02 く 0.02 く 0.02 42 ジェオスミン く 0.000001 く 0.000001 く 0.000001 43 2-メチルイソボルネオール く 0.000001 く 0.000001 く 0.000001 44 非イオン界面活性剤 く 0.002 く 0.002 く 0.002 45 フェノール類 く 0.0005 く 0.0005 く 0.0005 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) く 0.3 く 0.3 く 0.3 47 p H値 7.5 7.5 7.4 48 味 ※ ※ ※ 49 臭気 異常なし 異常なし 異常なし 50 色度 く 0.5 く 0.5 く 0.5 51 濁度 へ 0.1 く 0.1					
41 陰イオン界面活性剤 く 0.02 く 0.02 く 0.002 42 ジェオスミン く 0.000001 く 0.000001 く 0.000001 43 2-メチルイソボルネオール く 0.000001 く 0.000001 く 0.000001 44 非イオン界面活性剤 く 0.002 く 0.002 く 0.002 45 フェノール類 く 0.0005 く 0.0005 く 0.0005 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) く 0.3 く 0.3 く 0.3 47 p H値 7.5 7.5 7.4 48 味 ※ ※ ※ 49 臭気 異常なし 異常なし 異常なし 50 色度 く 0.5 く 0.5 く 0.5 51 濁度 く 0.1 く 0.1 く 0.1	_				
42 ジェオスミン く 0.000001 く 0.000001 く 0.000001 43 2-メチルイソボルネオール く 0.000001 く 0.000001 く 0.000001 44 非イオン界面活性剤 く 0.002 く 0.002 く 0.002 45 フェノール類 く 0.0005 く 0.0005 く 0.0005 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) く 0.3 く 0.3 く 0.3 47 PH値 7.5 7.5 7.4 48 味 ※ ※ ※ 49 臭気 異常なし 異常なし 異常なし 50 色度 く 0.5 く 0.5 く 0.5 51 濁度 く 0.1 く 0.1 く 0.1					
43 2-メチルイソボルネオール 〈 0.000001 〈 0.000001 〈 0.000001 44 非イオン界面活性剤 〈 0.002 〈 0.002 〈 0.002 45 フェノール類 〈 0.0005 〈 0.0005 〈 0.0005 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 〈 0.3 〈 0.3 〈 0.3 47 p H値 7.5 7.5 7.4 48 味 ※ ※ ※ 49 臭気 異常なし 異常なし 異常なし 50 色度 〈 0.5 〈 0.5 〈 0.5 51 濁度 〈 0.1 〈 0.1 〈 0.1					
44 非イオン界面活性剤 く 0.002 く 0.002 く 0.002 45 フェノール類 く 0.0005 く 0.0005 く 0.0005 46 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) く 0.3 く 0.3 く 0.3 47 p H値 7.5 7.5 7.4 48 味 ※ ※ ※ 49 臭気 異常なし 異常なし 異常なし 50 色度 く 0.5 く 0.5 く 0.5 51 濁度 く 0.1 く 0.1 く 0.1					
45 フェノール類 く 0.0005 く 0.0005 く 0.0005 46 有機物(全有機炭素 (TOC) の量) く 0.3 く 0.3 く 0.3 47 p H値 7.5 7.5 7.4 48 味 ※ ※ ※ 49 臭気 異常なし 異常なし 異常なし 50 色度 く 0.5 く 0.5 く 0.5 51 濁度 く 0.1 く 0.1 く 0.1		•			
46 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) 〈 0.3 〈 0.3 〈 0.3 47 p H値 7.5 7.5 7.4 48 味 ※ ※ ※ 49 臭気 異常なし 異常なし 異常なし 50 色度 〈 0.5 〈 0.5 〈 0.5 51 濁度 〈 0.1 〈 0.1 〈 0.1					
47 p H値 7.5 7.4 48 味 ※ ※ ※ 49 臭気 異常なし 異常なし 異常なし 50 色度 < 0.5 < 0.5 < 0.5 51 濁度 < 0.1 < 0.1 < 0.1					
48 味 ※ ※ 49 臭気 異常なし 異常なし 50 色度 く 0.5 く 0.5 51 濁度 く 0.1 く 0.1 カリプトなポーリン・カム岩標苗 マリーア・トスポーリン・カム岩標苗					
49 臭気 異常なし 異常なし 異常なし 50 色度 く 0.5 く 0.5 51 濁度 く 0.1 く 0.1					
50 色度 < 0.5 < 0.5 51 濁度 < 0.1 < 0.1 カリプトスポーリン・カル指揮菌					
51 濁度 く 0.1 く 0.1 カリプ・トスは°リン・カル指揮菌					
クリプトスポリジウム特種苗					
■ 1/1/17 トスボ゙リジウム指標菌			< 0.1	< 0.1	< 0.1
大腸菌・嫌気性芽胞菌) 不検出 不検出 不検出 不検出		クリプトスポリジウム指標菌 (大腸菌・嫌気性芽胞菌)	不検出	不検出	不検出

[※] 項目番号21~31は、消毒副生成物のため、原水では検査を実施しません。

(2) 浄水の水質状況 令和3年度から令和5年度までの浄水水質は下記のとおりです。

(ア) 虹別地域水源

番号	項目名	水質基準値	令 和 3 年 度	令和4年度	令和5年度
1	一般細菌	100 以下	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/以下	0.01	0.01	0.009
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	0.005	< 0.004	< 0.006
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5
	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	0.14	0. 17	0.14
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	0.06	0.06	0.06
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	1・4ージオキサン	0.05 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
21	塩素酸	0.6 mg/l以下	< 0.06	< 0.06	< 0.06
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	0.0002	0.0003	0.0003
26	臭素酸	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	0.0004	0.0006	0.0006
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下	0.0002	0.0003	0.0003
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下	0.02	0.02	0.01
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	銅及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	10	10	11
_	マンガン及びその化合物	0.05 mg/以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
-	塩化物イオン	200 mg/l以下	5. 1	5. 2	4. 7
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/以下	20	26	22
40	蒸発残留物	500 mg/以下	120	98	104
	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02
	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
-	フェノール類	0.005 mg/以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
_	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3
	pH値	5.8以上8.6以下	8 用选入1	7.8	8.1
	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
	色度	5度以下	0.5	< 0.5	< 0.5
51	濁度	2度以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1

(イ) 西熊牛地域水源

番号	項目名	水質基準値	令 和 3 年 度	令和4年度	令和5年度
1	一般細菌	100 以下	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.002	0.002	0.002
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	< 0.08	< 0.08	< 0.08
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	1・4ージオキサン	0.05 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16	シスー1・2ージクロロエチレン及びトランスー1・2ージクロロエチレン	0.04 mg/l以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
21	塩素酸	0.6 mg/l以下	< 0.06	< 0.06	< 0.06
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
26	臭素酸	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下	0.01	0.02	< 0.01
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	< 0.01	0.05	< 0.01
	銅及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	6	5	6
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
-	塩化物イオン	200 mg/l以下	2.4	2. 5	2. 3
-	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	21	25	24
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	108	112	100
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02
	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
-	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
45	フェノール類	0.005 mg/以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3
_	pH値	5.8以上8.6以下	7. 6	7. 6	7. 5
48		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5
51	濁度	2度以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1

(ウ) 中オソベツ地域水源

番号	項目名	水質基準値	令 和 3 年 度	令和4年度	令和5年度
1	一般細菌	100 以下	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	< 0.004	< 0.004	0.006
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	< 0.08	< 0.08	< 0.08
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	1・4ージオキサン	0.05 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16	シスー1・2ージクロロエチレン及びトランスー1・2ージクロロエチレン	0.04 mg/l以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
21	塩素酸	0.6 mg/l以下	< 0.06	< 0.06	< 0.06
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	< 0.0002	0.0002	0.0002
26	臭素酸	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	0.0002	0.0004	0.0004
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	銅及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	6	5	6
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	塩化物イオン	200 mg/l以下	2.6	2.7	2.7
-	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	20	24	21
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	88	86	83
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02
	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
-	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
45	フェノール類	0.005 mg/以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3
_	pH値	5.8以上8.6以下	7. 6	7. 5	7. 5
48		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
-	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
	色度	5度以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5
51	濁度	2度以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1

(工) 北片無去地域水源

番号	項目名	水質基準値	令 和 3 年 度	令和4年度	令和5年度
1	一般細菌	100 以下	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.009	0.009	0.009
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	< 0.004	< 0.004	0.006
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	0.3	0. 27	0.3
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	0.11	0.10	0.11
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	1・4ージオキサン	0.05 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
21	塩素酸	0.6 mg/l以下	< 0.06	< 0.06	< 0.06
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/以下	0.0004	0.0005	0.0005
26	臭素酸	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	0.0010	0.0012	0.0012
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	< 0.0003	0.0003	0.0003
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下	0.0003	0.0004	0.0004
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	銅及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	13	12	13
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
-	塩化物イオン	200 mg/l以下	5. 4	5. 3	5. 3
-	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	33	41	40
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	148	135	140
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02
	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
-	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3
_	pH値	5.8以上8.6以下	7. 6	7. 6	7. 6
48		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5
51	濁度	2度以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1

(才) 萩野地域水源

番号	項目名	水質基準値	令 和 3 年 度	令和4年度	令和5年度
1	一般細菌	100 以下	0	2	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001	0.001	0.001
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	0.006	< 0.004	0.005
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	0.09	0.1	0.09
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	1・4ージオキサン	0.05 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16	シス-1・2-ジ クロロエチレン及びトランス-1・2-ジ クロロエチレン	0.04 mg/l以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	ベンゼン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
21	塩素酸	0.6 mg/l以下	< 0.06	< 0.06	< 0.06
22	クロロ酢酸	0.02 mg/以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
_	クロロホルム	0.06 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
\mathbf{H}	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
-	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	0.0002	0.0002	0.0002
_	臭素酸	0.01 mg/以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
27	総トリハロメタン	0.1 mg/以下	0.0002	0.0002	0.0004
\mathbf{I}	トリクロロ酢酸	0.03 mg/以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
-	ブロモホルム	0.09 mg/以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
\mathbf{I}	ホルムアルデヒド	0.08 mg/以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008
\mathbf{I}	亜鉛及びその化合物	1 mg/以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
-	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
_	鉄及びその化合物	0.3 mg/以下	< 0.01 < 0.01	< 0.01	< 0.01
	銅及びその化合物 ナトリウム及びその化合物	1 mg/以下		< 0.01	< 0.01
_	マンガン及びその化合物	200 mg/l以下 0.05 mg/l以下	6 < 0.001	6 < 0.001	6 < 0.001
37	塩化物イオン	0.05 mg/l以下 200 mg/l以下	2. 5	2. 6	2. 6
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/以下	19	24	25
_	蒸発残留物	500 mg/以下 500 mg/以下	98	78	77
41	然光次面初 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02
	ジェオスミン	0.00001 mg/以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
	非イオン界面活性剤	0.0001 mg/以下 0.02 mg/以下	< 0.00001	< 0.00001	< 0.00001
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
-	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下	< 0.3	< 0.3	< 0.3
	pH値	5.8以上8.6以下	7. 5	7. 5	7. 4
48		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
-	色度	5度以下	0.6	< 0.5	< 0.5
-	濁度	2度以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1

(カ) 多和地域水源

番号	項目名	水質基準値	令 和 3 年 度	令和4年度	令和5年度
1	一般細菌	100 以下	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001	0.001	0.001
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	0.004	0.005	0.006
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	0. 12	0. 1	0.09
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	0.01	0.01	0.01
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	1・4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
21	塩素酸	0.6 mg/l以下	< 0.06	< 0.06	< 0.06
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	< 0.0002	0.0002	0.0002
26	臭素酸	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0004	< 0.0004
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下	< 0.0002	0.0002	0.0002
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	銅及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	6	6	7
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	塩化物イオン	200 mg/以下	2. 7	2. 6	2.6
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	21	23	27
	蒸発残留物	500 mg/l以下	108	96	103
_	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02
	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
1	非イオン界面活性剤	0.02 mg/以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/以下	< 0.3	< 0.5	< 0.3
47	pH値	5.8以上8.6以下	7. 5	7. 4	7.4
48		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
	色度	5度以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5
51	濁度	2度以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1

(キ) 磯分内公住地域水源

番号	項目名	水質基準値	令 和 3 年 度	令和4年度	令和5年度
1	一般細菌	100 以下	0	18	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001	0.001	0.001
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	< 0.004	0.005	< 0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	< 0.08	0.08	< 0.08
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
15	1・4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
21	塩素酸	0.6 mg/l以下	< 0.06	< 0.06	0. 14
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	クロロホルム	0.06 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
_	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
_	臭素酸	0.01 mg/l以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
-	トリクロロ酢酸	0.03 mg/以下	< 0.003	< 0.003	< 0.003
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
-	ブロモホルム	0.09 mg/以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
-	ホルムアルデヒド	0.08 mg/以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008
-	亜鉛及びその化合物	1 mg/以下	0.01	< 0.01	< 0.01
	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
_	鉄及びその化合物	0.3 mg/以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	銅及びその化合物	1 mg/以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	ナトリウム及びその化合物	200 mg/以下	6	6	7
37	マンガン及びその化合物 塩化物イオン	0.05 mg/以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
38	塩化物イオン カルシウム、マグネシウム等(硬度)	200 mg/以下	2. 5	2. 4	2.7
39	ガルンリム、マクネンリム等(硬度) 蒸発残留物	300 mg/l以下 500 mg/l以下	110	24 95	24 105
40	然先残留物 陰イオン界面活性剤	500 mg/l以下 0.2 mg/l以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02
	ジェオスミン	0.00001 mg/以下	< 0.000001	< 0.02	< 0.000001
	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/以下 0.00001 mg/以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001
	キイオン界面活性剤	0.00001 mg/以下 0.02 mg/以下	< 0.00001	< 0.00001	< 0.00001
45	フェノール類	0.02 mg/以下 0.005 mg/以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/以下	< 0.3	< 0.0005	< 0.3
47	pH値	5.8以上8.6以下	7. 7	7.6	7.6
48		異常でないこと	異常なし	<u></u> 異常なし	<u></u> 異常なし
	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	美市なり < 0.5	美 市なり < 0. 5	美市なじ < 0.5
_	<u> </u>	2度以下	0. 1	< 0.3	< 0.3
ŊΙ		4尺4/1	U. 1	< ∪. 1	< ∪. 1

4. 採水場所

採水は原則として給水栓で行い、配水管の中で水質変化が起こらない項目については、配水池の出 口で採水する場合もあります。原水については水源で採水します。

また、試料の採水は標茶町において行います。

- 浄水検査(給水栓水)
 - ○検査項目については、「水質検査項目及び検査頻度一覧表」をご覧ください。
 - 別 … 虹別酪農センターの給水栓 (ア) 虹
 - (イ) 西 熊 牛 … 宮澤満宅の給水栓
 - (ウ) 中オソベツ … 旧中オソベツ小学校の給水栓
 - (エ) 北片無去 … 有限会社めぐみの給水栓
 - 野 … 多和育成牧場の給水栓 (才) 萩
 - 和 … 遠藤絵梨子宅の給水栓 (力) 多
 - (キ) 磯分内公住 … 磯分内公住受水槽の給水栓
- 毎日検査
 - ○色・濁り・消毒の残留効果を検査します。
 - (ア) 虹別…虹別酪農センターに委託しています。(イ) 西熊牛…宮澤満氏に委託しています。(ウ) 中オソベツ…野呂智幸氏に委託しています。

 - (エ) 北片無去 … 有限会社めぐみに委託しています。
 - (オ) 萩 野 … 多和育成牧場に委託しています。
 - 和 … 遠藤絵梨子氏に委託しています。 (カ)多
 - (キ) 磯分内公住 … 横畠明美氏に委託しています。
- ハ 原水検査・クリプトスポリジウム指標菌検査
 - ○検査項目については、「水質検査項目及び検査頻度一覧表」をご覧ください。
 - (ア) 虹 別 … 標茶町字虹別原野727番地5
 - (イ) 西 熊 牛 … 標茶町字ヌッパシュナイ14番地28
 - (ウ) 中オソベツ … 釧路川水系オクオソベツ川支流十一線沢川
 - (エ) 北 片 無 去 … 西別川水系コトンナイ川支流左コトンナイ川
 - 野 … 釧路川水系磯分内川支流磯枝川支流866号川 (オ) 萩
 - 和 … 釧路川水系磯分内川支流磯枝川支流866号川 (カ) 多
 - (キ) 磯分内公住 … 標茶町字熊牛原野16線7-1

5. 水質検査頻度及び設定理由

- (1) 法令では、概ね1ヶ月に1回以上検査する項目と、概ね3ヶ月に1回以上検査する項目に分け られ、概ね3ヶ月に1回以上検査する項目の一部は、次の場合に検査の回数を減らすこと又は検 査を省略することができると定められています。
- 「水質検査項目及び検査頻度一覧表」の「検査回数減の可否」欄に「可」印があり、基本検査 頻度が「3ヶ月に1回以上」の項目は、過去3年間における検査の結果が基準値の5分の1以下 であるときは概ね1年に1回以上に、過去3年間における検査の結果が基準値の10分の1以下 であるときは概ね3年に1回以上に検査の回数を減らすことができます。
- 「水質検査項目及び検査頻度一覧表」の「検査省略の可否」欄に「可」印のある項目は、過去 の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、水源及びその周辺の状況等から検査を行 う必要がないと認められる場合は、検査を省略することができます。
- (2) 上水道の水質検査回数(頻度)は、次頁の表に記載のとおりです。
 - 上記(イ)又は(ロ)により検査回数を減らすことができる又は検査を省略できる項目について は、水質の安全確認のため、すべて1年に1回検査を実施することとします。その他の項目につ いては、法令で定められたとおりの回数で検査を実施します。
- (3)概ね1ヶ月に1回以上検査する項目のうち、「水質検査項目及び検査頻度一覧表」の「検査回 数減の可否」欄に「可」印がある項目については、連続的に計測及び記録がされている場合には、 3ヶ月に1回以上に検査の回数を減らすことができますが、本町簡易水道は該当しないため、1 ヶ月に1回検査を実施します。
- (4) 「水質検査項目及び検査頻度一覧表」の項目番号42と43については、水源が地下水であり 藻類の発生するおそれがないため、検査回数を減らして1年に1回検査を実施します。
- (5)原水については、消毒副生成物 (「水質検査項目及び検査頻度一覧表」の項目番号21~31) 及び味(項目番号48)を除いたすべての項目について、1年に1回検査を実施します。
- (6) クリプトスポリジウム対策として、指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)の検査を原水で3ヶ月 に1回実施します。
- (7)検査項目等、詳細は「水質検査項目及び検査頻度一覧表」をご覧ください。
- (8) 水質基準の改正について
- 平成23年4月1日から「トリクロロエチレン」の基準値が0.01mg/1以下となりました。 (改正前 0. 0 3 mg/1以下)
- ロ 平成26年4月1日から「亜硝酸態窒素」が追加となりました。(基準値は0.04mg/1以下)
- ハ 平成27年4月1日から「ジクロロ酢酸」の基準値が0.03mg/1以下へ、また「トリクロロ 酢酸」の基準値が0.03mg/1以下となりました。
 - (改正前基準値 ジクロロ酢酸: 0.04mg/1以下、トリクロロ酢酸: 0.2mg/1以下)
- ニ 令和2年4月1日から「六価クロム化合物」の基準値が0.02mg/1以下となりました。

6. 水質検査項目及び検査頻度一覧表

(ア) 虹別地域

T .			水道法流	近行規則 に	基づく	浄	水検	査	原水検査
番号	基準項目	水質基準値	基本検査 頻度	検査回数 減の可否	検査省略 の可否		3ヶ月に1回 (年間4回)	ı	年1回
	色、濁り、消毒の残留効果		毎日	不可	不可	(十同12四)	毎日	<i>∧</i> 1	
1	一般細菌	100 以下	1ヶ月に1回以上	不可	不可	0			\bigcirc
2	大腸菌	検出されないこと	1ヶ月に1回以上	不可	不可	0			$\overline{\bigcirc}$
_	入腸圏 カドミウム及びその化合物			可可	可可				$\overline{}$
3		0.003 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	•	•			0)
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
5	セル及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	
7	t素及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可	\circ			\circ
8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	不可			0	0
10	n 11 → → → 111 × ×	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\circ	V	Ô
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	不可		Ü	0	Ŏ
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			Ô	$\overline{\bigcirc}$
			3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
	#対素及びその化合物 四類化学素			,)
14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	シスー1・2ージクロロエチレン及びトランスー1・2ージクロロエチレン	0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	
	シ゛クロロメタン	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\circ
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
20	ヘ゛ンセ゛ン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			(0)	\circ
	塩素酸	0.6 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\cap		١
	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
	7 r r e e r e g 7 r r e	0.06 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		Ŏ		
	ジブクロロ酢酸	0, , ,	3ヶ月に1回以上	. ,	不可		\sim		
		0.04 mg/1以下		不可	,		0		
	シ゛フ゛ロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
26	臭素酸	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	可		0) ※ 3
27		0.1 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
28	トリクロロ酢酸	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\circ		
29	フ゛ロモシ゛クロロメタン	0.03 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可				
30	フ゛ロモホルム	0.09 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
31	ホルムアルテ゛ヒト゛	0.08 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\cap		,
	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可可			0	\cap
	アルミウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	$\overline{\bigcirc}$
	鉄及びその化合物	0.2 mg/1以下 0.3 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可可			0	$\overline{}$
									$\overline{}$
	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	<u> </u>
	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	塩化物イオン	200 mg/1以下	1ヶ月に1回以上	可	不可				
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	
40	蒸発残留物	500 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可				0
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\bigcirc
42	(4S・4aS・8aR) -オクタヒト゛ロー4・8a-シ゛メチルナフタ レンー4a (2H) -オール (別名ジェオスミン)	0.00001 mg/1以下	時季に月1回以上	不可	可			**2 ₍₎	0
43	1・2・7・7ーテトラメチルヒ`シクロ[2・2・1]^プタンー2ー オール(別名2ーメチルイソボルネオール)	0.00001 mg/1以下	時季に月1回以上	不可	可			**2 ₍₎	0
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\cap
	フェノール類	0.005 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可可			0	$\overline{}$
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/1以下	1ヶ月に1回以上	可可	不可	0		$\overline{}$	0
				•					
		5.8以上8.6以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	0			0
48		異常でないこと	1ヶ月に1回以上	可	不可	0			
	臭気	異常でないこと	1ヶ月に1回以上	可	不可	0			
	色度	5度以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	\circ			\circ
51	濁度	2度以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	0			0
	クリプトスポリジウム指標菌								1回/3月
	検査項目数					10	13	28	40
_	N - A - B - M						10		10

^{※1 「}浄水検査」の「年1回」の欄に@印がついている項目については、水源に汚染源が存在せず、過去の検査結果が基準値の1/10以下であるため、検査頻度を3年に1回とすることができるが、安全確認のため、年1回検査することとします。

^{※2} 項目番号42、43については、水源が地下水であり、藻類が発生するおそれがないため年1回検査することとします。

^{※3} 項目番号21~31は消毒副生成物のため、原水の検査は実施しません。

(イ) 西熊牛地域

番			水道法族	5行規則に	基づく	浄	水検	查	原水検査
号	基準項目	水質基準値	基本検査 頻度	検査回数 減の可否	検査省略 の可否	月1回	3ヶ月に1回 (年間4回)	年1回 ※1	年1回
	色、濁り、消毒の残留効果		毎日	不可	不可	, , , , , , ,	毎日	74, -	
1	一般細菌	100 以下	1ヶ月に1回以上	木 可	木 可	0			0
2	大腸菌	検出されないこと	1ヶ月に1回以上	不可	不可	$\overline{\bigcirc}$			Ö
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可可			0	$\overline{\bigcirc}$
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可可			0	Ŏ
5	セン及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可可			0	$\overline{\bigcirc}$
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可可			0	$\overline{\bigcirc}$
7	比素及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			Ô	$\overline{\bigcirc}$
8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{\bigcirc}$
9	亜硝酸態窒素	0.02 mg/1以下 0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	不可			0	$\overline{}$
10	2万以化物イオン及び塩化シアン	0.04 mg/1以下 0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\cap	0	$\overline{}$
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	不可			0	$\overline{}$
11 12	明版忠至系及い亜明版忠至系 7ッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	
_			3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	
13	対素及びその化合物	1.0 mg/1以下		-	•				$\overline{}$
14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
15	7	0.05 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
16		0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
17	シ、クロロメタン	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	ベンゼン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	
	塩素酸	0.6 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\circ		1
22		0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
	クロロホルム	0.06 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可				
	ジクロロ酢酸	0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
25	シ゛フ゛ロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\circ		
	臭素酸	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	可		0		} ※ ₃
27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
28	トリクロロ酢酸	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\circ		
29	フ゛ロモシ゛クロロメタン	0.03 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
30	フ゛ロモホルム	0.09 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\circ		
31	ホルムアルテ゛ヒト゛	0.08 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\circ		,
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\circ
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\circ
	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	
	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	
	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ö
	塩化物イオン	200 mg/1以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	\cap			
	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ö
40	the man to some it	500 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可		\cap		Ö
	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ö
42	(4S・4aS・8aR) -オクタヒト ロー4・8aーシ メチルナフタ レンー4a (2H) -オール (別名ジ ェオスミン)	0.00001 mg/1以下	時季に月1回以上	不可	可			*2 ₀	0
43	1・2・7・7-テトラメチルヒ [*] シクロ[2・2・1]ヘブ [*] タンー2ー オール (別名2ーメチルイソボ [*] ルネオール)	0.00001 mg/1以下	時季に月1回以上	不可	可			*2 ₀	0
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	フェノール類	0.005 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	0
	717 M類 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/1以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	\cap			$\overline{}$
	<u> </u>	5.8以上8.6以下	1ヶ月に1回以上	可可	不可	$\overline{}$			$\overline{}$
48		異常でないこと	1ヶ月に1回以上	可可	不可	$\overline{}$			
	臭気	異常でないこと		可可	不可		-		\cap
		5度以下	1ヶ月に1回以上	•		0			
	色度	2度以下 2度以下	1ヶ月に1回以上	可	不可)			$\overline{}$
	濁度 カルプトスポルジウィ 投煙芸	4皮以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	0			
52	クリプトスポリジウム指標菌					0	10	00	1回/3月
	検 査 項 目 数					9	13	29	40

^{※1 「}浄水検査」の「年1回」の欄に@印がついている項目については、水源に汚染源が存在せず、過去の検査結果が基準値の1/10以下であるため、検査頻度を3年に1回とすることができるが、安全確認のため、年1回検査することとします。

^{※2} 項目番号42、43については、水源が地下水であり、藻類が発生するおそれがないため年1回検査することとします。

^{※3} 項目番号21~31は消毒副生成物のため、原水の検査は実施しません。

(ウ) 中オソベツ地域

			水道法旗	10行規則に	基づく	浄	水検	査	原水検査
番号	基準項目	水質基準値	基本検査 頻度	検査回数 減の可否	検査省略 の可否		3ヶ月に1回 (年間4回)		年1回
	色、濁り、消毒の残留効果		毎日	不可	不可	(中间12回)	毎 日	% 1	
1	一般細菌	100 以下	1ヶ月に1回以上	不可	不可	0	<i>щ</i> н		\bigcirc
2	大腸菌	検出されないこと	1ヶ月に1回以上	不可	不可	0			$\overline{\bigcirc}$
	ルドウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	0
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
	tい及びその化合物	0.0003 mg/1以下 0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下 0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
7	比素及びその化合物	0.01 mg/1以下 0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
8	六価クロム化合物	0.01 mg/1以下 0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	0
9	<u> </u>		3ヶ月に1回以上	可可	不可				0
	翌明 10 日 10 日 17 日 17 日 17 日 17 日 17 日 17 日	0.04 mg/1以下 0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\cap		$\overline{}$
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10.01 mg/1以下 10.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	不可			0	0
			3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	0
	フッ素及びその化合物 +ウ素及びるの化合物	0.8 mg/1以下		•	•)	
	#対素及びその化合物 四類化学素	1.0 mg/l以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	0
	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	0
	1, 4-y * オキサン	0.05 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	0
	シスー1・2ージクロロエチレン及びトランスー1・2ージクロロエチレン スバクŋŋŋ、ク	0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	0
	シ゛クロロメタン	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可可			0	0
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	^`\/t\'\/	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	
	塩素酸	0.6 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		1
	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
	クロロホルム	0.06 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
	ジクロロ酢酸	0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
	シ゛フ゛ロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
	臭素酸	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	可		0) ※ 3
	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
	トリクロロ酢酸	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
29	フ゛ロモシ゛クロロメタン	0.03 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\circ		
30	フ゛ロモホルム	0.09 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\circ		
31	ホルムアルテ゛ヒト゛	0.08 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\circ		J
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\circ
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\circ
	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可			0	Ö
	マンがン及びその化合物	0.05 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ö
	塩化物イオン	200 mg/1以下	1ヶ月に1回以上	可可	不可	0			Ö
	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	Ö
	蒸発残留物	500 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			Ŏ	Ö
	陰化界面活性剤	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ö
42	(4S・4aS・8aR) -オクタヒト゛ロー4・8a-シ゛メチルナフタ レンー4a (2H) -オール (別名ジェオスミン)	0.00001 mg/1以下	時季に月1回以上	不可	可			*2 ₀	0
43	1・2・7・7ーテトラメチルヒ゛シクロ[2・2・1]ヘブ゜ タンー2ー オール (別名2ーメチルイソボ゛ルネオール)	0.00001 mg/l以下	時季に月1回以上	不可	可			** 2 ₍₎	0
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	フェノール類	0.005 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ö
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/1以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	0			Ŏ
	pH値	5.8以上8.6以下	1ヶ月に1回以上	可可	不可	Ö			Ö
48		異常でないこと	1ヶ月に1回以上	可可	不可	Ô			
	臭気	異常でないこと	1ヶ月に1回以上	可可	不可	Ö			0
	色度	5度以下	1ヶ月に1回以上	可可	不可	0			$\overline{0}$
	<u> </u>	2度以下	1ヶ月に1回以上	可可	不可	$\overline{}$			0
	 クリプトスポリジウム指標菌	-~~	· / /		1 7 7 7				1回/3月
UΔ	検査項目数		1			9	12	29	40
	1次 县、7只 日					I	14	49	40

^{※1} 「浄水検査」の「年1回」の欄に◎印がついている項目については、水源に汚染源が存在せず、過去の検査結果が基準値の1/10以下であるため、検査頻度を3年に1回とすることができるが、安全確認のため、年1回検査することとします。

^{※2} 項目番号42、43については、水源が地下水であり、藻類が発生するおそれがないため年1回検査することとします。

^{※3} 項目番号21~31は消毒副生成物のため、原水の検査は実施しません。

(工) 北片無去地域

番			水道法旗	近行規則に	基づく	浄	水検	查	原水検査
号	基準項目	水質基準値	基本検査 頻度	検査回数 減の可否	検査省略 の可否	月1回(年間12回)	3ヶ月に1回 (年間4回)	年1回	年1回
	色、濁り、消毒の残留効果		毎日	不可	不可		毎日		
1	一般細菌	100 以下	1ヶ月に1回以上	不可	不可	0			\circ
2	大腸菌	検出されないこと	1ヶ月に1回以上	不可	不可	0			\circ
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\circ
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ō
5	tvン及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\circ
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\circ
7	t素及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可		0	J	Ō
8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ō
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	不可			Ŏ	Ō
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		Ō
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	不可			0	Ō
	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可		\circ	Ŭ	Ö
	対素及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			\bigcirc	Ö
14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ö
15		0.05 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	$\overline{0}$
	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	$\overline{0}$
17	シ゛クロロメタン	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	$\overline{\circ}$
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	$\overline{0}$
	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	$\overline{0}$
	ヘ゛ンセ゛ン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			<u> </u>	$\overline{\bigcirc}$
21	塩素酸	0.6 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\cap	0	,
22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		$\tilde{}$		
	シ、クロロ酢酸	0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		$\overline{\bigcirc}$		
	シ゛フ゛ロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		$\tilde{}$		
	臭素酸	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	可可		0) <u>ж</u> з
27	2 4	0.01 mg/1以下 0.1 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		$\overline{}$		/ % 3
28	トリクロロ西作画後	0.1 mg/1以下 0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		$\overline{\bigcirc}$		
	フ゛ロモシ゛クロロメタン	0.03 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		$\overline{\bigcirc}$		
30	フ゛ロモホルム	0.09 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		$\tilde{0}$		
31	プレンスアルテ [*] ヒト [*]	0.08 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		$\overline{0}$		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			(0)	\bigcirc
33	アルミウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
34	鉄及びその化合物	0.2 mg/1以下 0.3 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
	けりが及びその化合物	200 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
	塩化物イオン	200 mg/1以下	1ヶ月に1回以上	可可	不可	\circ		9	
	カルシウム・マク゛ネシウム等(硬度)	300 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			\circ	$\overline{}$
	蒸発残留物	500 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可可		0	0	$\overline{}$
	無光残留物 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可		\cup	0	0
	会14/3ト国1台7生月 (4S・4aS・8aR) -オクタヒト ロー4・8a-シ メチルナフタ	_		,				*2 ₀	
42	レン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001 mg/1以下	時季に月1回以上	不可	可				0
43	1・2・7・7ーテトラメチルヒ`シクロ[2・2・1]^プタンー2ー オール(別名2ーメチルイソホ゛ルネオール)	0.00001 mg/1以下	時季に月1回以上	不可	可			*2 ₀	\circ
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\circ
	フェノール類	0.005 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\circ
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/1以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	0			Ö
	pH値	5.8以上8.6以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	0			
48	味	異常でないこと	1ヶ月に1回以上	可	不可	0			
	臭気	異常でないこと	1ヶ月に1回以上	可	不可	Ö			\circ
	色度	5度以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	Ö			Ö
	濁度	2度以下	1ヶ月に1回以上	可可	不可	Ö			Ö
	クリプトスポリジウム指標菌								1回/3月
	検査項目数					9	15	27	40
	л — л _Р "м								1.

^{※1 「}浄水検査」の「年1回」の欄に@印がついている項目については、水源に汚染源が存在せず、過去の検査結果が基準値の1/10以下であるため、検査頻度を3年に1回とすることができるが、安全確認のため、年1回検査することとします。

^{※2} 項目番号42、43については、水源が地下水であり、藻類が発生するおそれがないため年1回検査することとします。

^{※3} 項目番号21~31は消毒副生成物のため、原水の検査は実施しません。

(才) 萩野地域

番			水道法族	近行規則に	基づく	浄	水検	查	原水検査
号	基準項目	水質基準値	基本検査 頻度	検査回数 減の可否	検査省略 の可否	月1回	3ヶ月に1回 (年間4回)	年1回 ※1	年1回
	色、濁り、消毒の残留効果		毎日	不可	不可		毎日		
1	一般細菌	100 以下	1ヶ月に1回以上	不可	不可	0			0
2	大腸菌	検出されないこと	1ヶ月に1回以上	不可	不可	0			0
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			(0)	$\overline{\bigcirc}$
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ö
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	$\overline{\bigcirc}$
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ö
7	t素及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ö
8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Õ
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	不可			$\overline{}$	$\overline{0}$
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\cap		$\overline{\circ}$
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	不可		Ü	0	$\overline{0}$
12	7ッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	$\overline{}$
13	が素及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可可			0	$\overline{}$
14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
15		0.002 mg/1以下 0.05 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
16	- / - · · · · · / ·	0.03 mg/1以下 0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
17	シ、クロロメタン	0.04 mg/1以下 0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
	テトラクロロエチレン	0.02 mg/1以下 0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下 0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
	ヘンセン	0.01 mg/1以下 0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	\bigcirc
	塩素酸			-	不可			0	
		0.6 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	, ,		0		-
22		0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\sim		
	クロロホルム	0.06 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
	シ゛クロロ酢酸	0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
25	シ゛フ゛ロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
	臭素酸	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	可		0)
	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
	トリクロロ酢酸	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
29	フ゛ロモシ゛クロロメタン	0.03 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
30	フ゛ロモホルム	0.09 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
31	ホルムアルテ゛ヒト゛	0.08 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		,
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	
	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	
	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	
	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	
	塩化物イオン	200 mg/1以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	\circ			
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	
40	711.2 = 72 1 1	500 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
42	(4S・4aS・8aR) ーオクタヒト゛ロー4・8aーシ゛メチルナフタ レンー4a (2H) ーオール (別名ジ ェオスミン)	0.00001 mg/1以下	時季に月1回以上	不可	可			**2 ₍₎	0
43	1・2・7・7ーテトラメチルヒ゛シクロ[2・2・1]^プ タンー2ー オール (別名2ーメチルイソボルネオール)	0.00001 mg/1以下	時季に月1回以上	不可	可			**2 ₍₎	0
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	フェノール類	0.005 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	Ö
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/1以下	1ヶ月に1回以上	可可	不可	\cap			$\overline{}$
	pH値	5.8以上8.6以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	Ö			Ö
48		異常でないこと	1ヶ月に1回以上	可可	不可	Ô			
	臭気	異常でないこと	1ヶ月に1回以上	可可	不可	$\overline{\bigcirc}$			\cap
	色度	5度以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	$\overline{}$			$\overline{}$
	<u> </u>	2度以下	1ヶ月に1回以上	可可	不可	$\overline{}$			$\overline{}$
	_{角皮} クリプトスポリジウム指標菌		- / // ICIOM上)	-1,4]	$\overline{}$			1回/3月
UΔ	検査項目数					9	12	30	40
	火 旦 火 日 奴					I	14	υU	40

^{※1 「}浄水検査」の「年1回」の欄に@印がついている項目については、水源に汚染源が存在せず、過去の検査結果が基準値の1/10以下であるため、検査頻度を3年に1回とすることができるが、安全確認のため、年1回検査することとします。

^{※2} 項目番号42、43については、水源が地下水であり、藻類が発生するおそれがないため年1回検査することとします。

^{※3} 項目番号21~31は消毒副生成物のため、原水の検査は実施しません。

(力) 多和地域

番			水道法旗	近行規則 に	基づく	浄	水検	查	原水検査
号	基 準 項 目	水質基準値	基本検査 頻度	検査回数 減の可否	検査省略 の可否	月1回	3ヶ月に1回 (年間4回)	年1回	年1回
	色、濁り、消毒の残留効果		毎日	不可	不可	, , , , , , ,	毎日	7.	
1	一般細菌	100 以下	1ヶ月に1回以上	不可	不可	0			\circ
2	大腸菌	検出されないこと	1ヶ月に1回以上	不可	不可	0			0
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可	_		(0)	O
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ö
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ö
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Õ
7	t素及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			Ŏ	Õ
8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Õ
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	不可			Ŏ	$\overline{\bigcirc}$
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\cap	0	$\overline{\bigcirc}$
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	不可		Ŭ	0	Ö
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可可			Ô	$\overline{\bigcirc}$
	が素及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可			0	$\overline{\bigcirc}$
14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	$\overline{}$
15		0.002 mg/1以下 0.05 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	0
	1,4-ツ	0.05 mg/1以下 0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	
17	シ、クロロメタン	0.04 mg/1以下 0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	0
	テトラクロロエチレン			•	可可			0	0
	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上 3ヶ月に1回以上	可可	可可)	
		0.01 mg/1以下		•	可可			<u> </u>	0
_	ヘ`ソセ`ソ	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	-			0	
21	塩素酸	0.6 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
	シ゛クロロ酢酸	0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
	シ゛フ゛ロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
	臭素酸	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	可		0		} ※ 3
27		0.1 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
28	トリクロロ酢酸	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
29	フ゛ロモシ゛クロロメタン	0.03 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\circ		
30	フ゛ロモホルム	0.09 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\circ		
31	ホルムアルテ゛ヒト゛	0.08 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\circ		J
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\circ
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\circ
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\circ
35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ö
	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ŏ
	塩化物イオン	200 mg/1以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	0		-	0
	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可可			0	Ö
	蒸発残留物	500 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可		0		Ö
	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ö
42	(4S・4aS・8aR) -オクタヒト゛ロー4・8aーシ゛メチルナフタ レンー4a (2H) -オール (別名ジェオスミン)	0.00001 mg/1以下	時季に月1回以上	不可	可			*2 ₀	0
43	1・2・7・7-テトラメチルビ、シクロ[2・2・1]ヘブ。 タンー2ー オール (別名2ーメチルイソボ ルネオール)	0.00001 mg/1以下	時季に月1回以上	不可	可			*2 ₀	0
11	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	フェノール類	0.005 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	0
	717 M類 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/1以下	1ヶ月に1回以上	可可	不可	\cap			$\overline{}$
	pH値	5. 8以上8. 6以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	$\overline{}$			$\overline{}$
48		異常でないこと	1ヶ月に1回以上	可可	不可				
	<u>味</u>	異常でないこと		可可	不可				\bigcirc
		5度以下	1ヶ月に1回以上	•		0			<u> </u>
	色度	2度以下 2度以下	1ヶ月に1回以上	可	不可				0
	濁度 カリプトフポリジウル 投煙帯	4皮以下	1ヶ月に1回以上	耳	不可	0			1日/9日
52	クリプトスポリジウム指標菌					0	10	00	1回/3月
	検 査 項 目 数					9	13	29	40

^{※1 「}浄水検査」の「年1回」の欄に@印がついている項目については、水源に汚染源が存在せず、過去の検査結果が基準値の1/10以下であるため、検査頻度を3年に1回とすることができるが、安全確認のため、年1回検査することとします。

^{※2} 項目番号42、43については、水源が地下水であり、藻類が発生するおそれがないため年1回検査することとします。

^{※3} 項目番号21~31は消毒副生成物のため、原水の検査は実施しません。

(キ) 磯分内公住地域

番			水道法族	5行規則に	基づく	浄	水検	查	原水検査
号	基準項目	水質基準値	基本検査 頻度	検査回数 減の可否	検査省略 の可否	月1回(年間12回)	3ヶ月に1回 (年間4回)	年1回 ※1	年1回
	色、濁り、消毒の残留効果		毎日	不可	不可		毎日		
1	一般細菌	100 以下	1ヶ月に1回以上	不可	不可	\circ			\circ
2	大腸菌	検出されないこと	1ヶ月に1回以上	不可	不可	\circ			0
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ō
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ō
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ō
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ö
7	t素及びその化合物	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\bigcirc
8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\bigcirc
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	不可			0	$\overline{\bigcirc}$
10	ジアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\cap		$\overline{\bigcirc}$
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	不可			0	$\overline{\bigcirc}$
12	7ッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{\bigcirc}$
13	対素及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
14 15	<u>四・温1に火系</u> 1.4-ジオキサン	<u> </u>	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	0
_	-,	0,		可可	可可			0	0
16		0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上		_)
17	シ、クロロメタン	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	<u> </u>
_	^`\/t`\/	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
21	塩素酸	0.6 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		-
22		0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
	クロロホルム	0.06 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
	ジクロロ酢酸	0.04 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
25	シ゛フ゛ロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		0		
	臭素酸	0.01 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	可		0		} <u></u>
	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\circ		
28	トリクロロ酢酸	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\circ		
29	フ゛ロモシ゛クロロメタン	0.03 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可		\circ		
30	フ゛ロモホルム	0.09 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可				
31	ホルムアルテ゛ヒト゛	0.08 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	不可	不可				J
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	\circ
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ō
	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ö
	塩化物イオン	200 mg/1以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	\cap			Ō
	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	Ö
40	蒸発残留物	500 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可		\cap)	$\overline{\bigcirc}$
	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可		Ü	0	$\overline{\circ}$
42	(4S・4aS・8aR) -オクタヒト・ロー4・8a-シ、メチルナフタ レンー4a (2H) -オール (別名ジェオスミン)	0.00001 mg/1以下	時季に月1回以上	不可	可			*2 ₀	0
43	1・2・7・7ーテトラメチルヒ゛シクロ [2・2・1] ヘブ゜ タンー2ー オール (別名2ーメチルイソホ゛ルネオール)	0.00001 mg/1以下	時季に月1回以上	不可	可			**2 ₍₎	0
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可	可			0	0
	フェノール類	0.005 mg/1以下	3ヶ月に1回以上	可可	可可			0	$\overline{}$
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/1以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	\cap			$\overline{}$
	可機物(主有機灰糸(10€)//重/ pH値	5.8以上8.6以下	1ヶ月に1回以上	可可	不可	$\overline{}$			$\overline{}$
48		異常でないこと	1ヶ月に1回以上	可可	不可	$\overline{}$			
	<u>味</u> 臭気						-		\cap
		異常でないこと	1ヶ月に1回以上	可可	不可)			
	色度	5度以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	0			0
	濁度 カリプトスポリンドウィ 投煙 芸	2度以下	1ヶ月に1回以上	可	不可	0			
52	クリプトスポリジウム指標菌					^	10	00	1回/3月
	検 査 項 目 数					9	13	29	40

^{※1 「}浄水検査」の「年1回」の欄に@印がついている項目については、水源に汚染源が存在せず、過去の検査結果が基準値の1/10以下であるため、検査頻度を3年に1回とすることができるが、安全確認のため、年1回検査することとします。

^{※2} 項目番号42、43については、水源が地下水であり、藻類が発生するおそれがないため年1回検査することとします。

^{※3} 項目番号21~31は消毒副生成物のため、原水の検査は実施しません。

7. 水質検査の委託

- (1) 水質検査は、下記のとおり委託します。
- イ 委託の主な内容
 - ・ 水道法第20条に基づく定期の水質検査及び臨時の水質検査
 - 水道法第18条に基づく水質検査請求による水質検査
 - 原水の水質検査
 - ・ 試料の運搬。ただし、最初の試料採水(標茶町において実施)後、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」で12時間以内に試験 開始とされた検査が実施可能な時間内に運搬できる方法により、検査場所へ搬 入することとします。
- ロ 検査項目及び頻度

「6.水質検査項目及び検査頻度一覧表」を参照願います。

- ハ 委託する水質検査機関
 - · 住 所: 札幌市清田区平岡1条1丁目1番40号
 - 名 称: 日本衛生 株式会社
- (2) 委託した検査の実施状況の確認方法

毎月行う水質検査の結果、水質検査機関より提出される水質検査結果報告書を 基に、検査内容の確認を行います。また、必要に応じて検査施設への立入検査及 び試料のクロスチェック(同一試料を他水質検査機関へ検査依頼をし、検査結果 の比較を行う)等を行い、検査結果の信頼性の確保及び水質検査機関の技術能力 の把握に努めます。

8. 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の規定に基づく告示に示された検査方法により行います。

9. 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

なお、原因が不明の場合には、水質異常の原水は、試験用の試料採取時に保存用試料も採取し、原因の解明又は証拠物件としての必要性がなくなるまで冷凍保存します。 イ 水源の水質が著しく悪化したとき。

- ロ水源に異常があったとき。
- ハ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ニ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ホ その他特に必要があると認められるとき。

10. 水質検査計画及び検査結果の公表等

- (1) 水質検査計画及び水質検査結果は、標茶町役場ホームページにて公表します。 また、水質検査計画については、役場1階ロビー、各地区公民館、図書館で閲覧 できます。
 - ◎ホームページアドレス http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/yakuba/
- (2) 水質検査計画は、検査結果と水源域の状況に基づいて見直しを行います。 また、水道利用者からのご意見も参考にさせていただきます。
- (3) お問合せ、ご意見等は

標茶町役場水道課水道事業係

電 話 (015) 485-2111 内線266番·267番 FAX (015) 485-4111

E-mail info@office.town.shibecha.hokkaido.jp (E-mailの場合は「水質検査計画について」と明記願います。)

11. その他

- (1) 水道水質の安全性の確保に努めます。
- (2) 水質事故が発生した場合は、保健所及び委託する水質検査機関と連携して現場調査及び水質調査を行い、早期復旧に努めます。